

CBDC の導入に関する意見書

2025 年 7 月 15 日

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

はじめに

CBDC¹については、2023年5月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」（いわゆる「骨太方針2023」）において、「CBDCについて、政府・日本銀行は、年内目途の有識者の議論の取りまとめ等を踏まえ、諸外国の動向を見つつ、制度設計の大枠を整理し、発行の実現可能性や法制面の検討を進める」とされており、財務省及び日本銀行を中心に検討が行われている。

財務省では、2023年4月より有識者会議、2024年1月より関係府省庁・日本銀行連絡会議を設置し、主に制度や法規制に関する検討が進められている。日本銀行では、2020年10月に決定した「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」に基づき、概念実証に続いて2023年4月からパイロット実験が進められている。パイロット実験では、民間事業者も参加するCBDCフォーラムが設置され、外部システムとの接続に向けた課題や対応策、主にユーザーとの接点において必要となる課題や技術・機能、追加サービスやエコシステムのあり方などに関して幅広く議論・検討が行われている。

このように、幅広い検討が進められている状況にはあるが、今後、実際にCBDCが導入された場合における導入後の姿のイメージは、さらなる議論を待つ必要があるとも感じている。CBDCの導入が、今後の我が国のキャッシュレス環境に与える影響は非常に大きいと考えられ、社会への導入に向けた準備を早い段階から行っておくことは、導入時の混乱防止や普及促進において重要である。一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下、「当協議会」という）では、決済事業者、ITベンダーや店舗運営事業者を始めとするキャッシュレスに関する多様なステークホルダーが参加しており、これらステークホルダーとの議論を通じて、CBDCが社会に受け入れやすい形で導入されるよう準備を進めておくことが重要であるとする。

そこで、当協議会では、検討プロジェクト「【PJ24-5】CBDCの望ましい姿の検討」（以下、「本プロジェクト」といいます）を設置し、参加メンバーとともに、CBDCが導入される際のあるべき姿について検討を行った。

本意見書の公表にあたり、プロジェクト参加メンバーとの議論に加え、議論の過程においては財務省及び日本銀行等との意見交換も実施した。

本意見書が、我が国におけるよりよいCBDCの導入につながることを期待する。

2025年 7月

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

¹ Central Bank Digital Currency（中央銀行デジタル通貨）

1 検討における前提

本プロジェクトにおいて、CBDCが社会に実装される際の望ましい姿を検討するにあたり、すでに公表されている資料や財務省、日本銀行からのプレゼンテーション²を基に、確定していると考えられる³いくつかの事項を前提条件として設定した上で検討を行った。

以下に、その前提条件について、本プロジェクトにおける理解を説明する。

1.1 【前提 1】提供される CBDC は「一般利用型 CBDC」である

CBDCの導入方法については、大きく「ホールセール型CBDC」と「一般利用型CBDC」の2種に大別される。「ホールセール型CBDC」は、金融機関間の大口の資金決済に利用することを主な目的として、中央銀行から一部の取引先に提供される。また、「一般利用型CBDC」では、個人や一般企業を含む幅広い主体による利用を想定している。

日本銀行では、「当面、現金の流通が大きく減少する可能性は高くないが、仮に将来、そうした状況が生じ、一方で民間のデジタルマネーが現金の持つ機能を十分に代替できない場合には、現金と並ぶ決済手段として、一般利用型CBDCを提供することが考えられる」と指摘しており⁴、本プロジェクトにおいても「一般利用型CBDC」が導入されることを検討の前提とした。

1.2 【前提 2】CBDC の提供は二層構造（間接型）で行われる

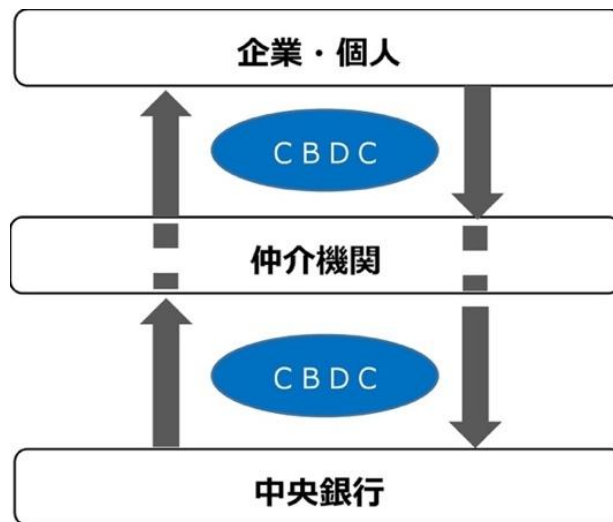
日本銀行では、銀行等に対して日本銀行当座預金を決済手段として提供し、銀行は、企業や個人などに対し、銀行預金を通じて決済サービスを提供している。また、日本銀行は、日本銀行当座預金と引き替えに、銀行に対して現金を供給し、銀行は、銀行預金と引き替えに、企業や個人に対して現金を供給している。一般利用型CBDCを発行する場合も、こうした中央銀行と民間部門の二層構造を維持することが検討されており、本プロジェクトにおいても二層構造による提供を検討の前提とした。

² 当協議会では、キャッシュレス情報 HUB と呼ぶ、会員向けのキャッシュレスに関する様々な情報提供を行う取り組みを行っており、財務省及び日本銀行から CBDC に関する講演をいただいている。

³ 今後の検討において変更等が行われる可能性はある。

⁴ 日本銀行「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」

図表 1 二層構造による CBDC の発行

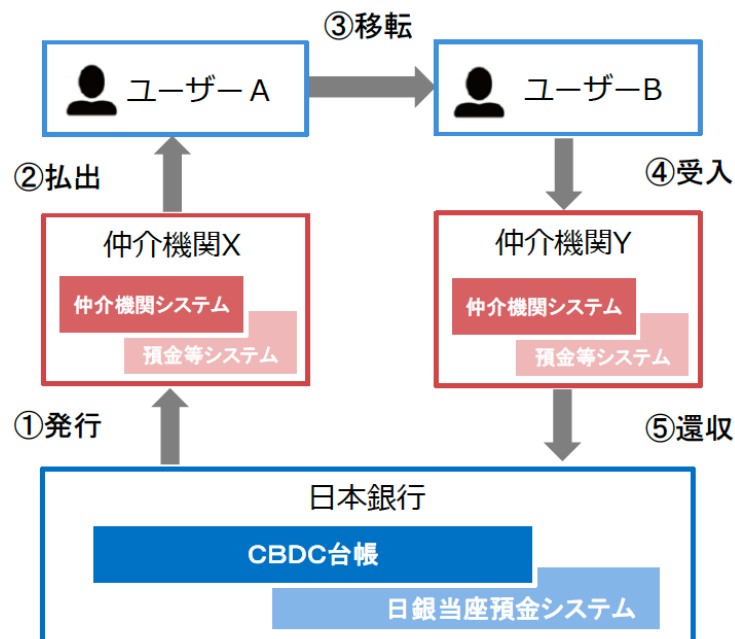


(出典) 日本銀行「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」

なお、CBDCの流通に関し用いられる用語として、日本銀行では下記の用語を用いている。

図表 2 CBDC の流通に関する用語

①発行	日本銀行が、仲介機関の日銀当座預金を減額し、仲介機関の CBDC を増額すること
②払出	仲介機関が、利用者の預金等を減額して、利用者の CBDC を増額すること
③移転	仲介機関が、利用者間の取引等に伴い、利用者間の CBDC の増減額を行うこと
④受入	仲介機関が、利用者から CBDC を受領し、利用者の預金等を増額すること
⑤還収	日本銀行が、仲介機関から CBDC を受領し、仲介機関の日銀当預を増額すること



(出典) 日本銀行「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み」(2021 年 10 月 15 日)

1.3 【前提3】CBDCには保有上限額が設定される

CBDCは、中央銀行の負債であって信用創造機能を有することは想定されていないものの、銀行預金とその役割が類似する面がある。このため、急激ないし継続的な銀行預金からCBDCへの資金シフトが生じることも想定され、我が国の金融システム・経済に悪影響を及ぼす可能性がある。政府・日本銀行では、こうした悪影響を抑止するセーフガード措置として保有額制限が検討されている⁵。

そのため、本プロジェクトにおいても、保有上限額がある前提で検討を行った。

1.4 【前提4】利用者は、スマホアプリや物理カードを介して利用する

財務省の関係府省庁・日本銀行連絡会議では、CBDCを電子マネーやQRコード決済といった既存のデジタル決済手段と同様、例えばスマートフォンアプリや物理カードを用いることにより決済を行うことが想定されている。

本プロジェクトでも、同様にスマホアプリや物理カードを用いて決済を行うものと考えた。

1.5 【前提5】CBDCに付利は行われない

財務省の関係府省庁・日本銀行連絡会議では、CBDCは、「通貨」として価値尺度の役割を果たす必要があるが、当面は、現金とあわせて流通することが見込まれることから、その付利は、現金との等価での交換を損ないかねず、想定することは難しいとしている。

本プロジェクトにおいても、CBDCに付利は行われないものとして検討した。

⁵ 財務省「CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議 中間整理」

2 検討における基本的な方向性

本プロジェクトにおける検討に際し、多くの意見が検討メンバーから寄せられた。これらの意見を集約、分析し、本プロジェクトにおけるCBDCのあり方を検討する際の基本的な方向性を導出した。本章では、その観点及び内容について示す。

2.1 CBDC に対する仲介機関の関与度

CBDCに対する仲介機関の関与度（仲介機関がCBDCの所有者、保有額等の情報について、どの程度の頻度や粒度で把握、管理するか）について、2つの方向性が導出された。一つは、不正利用やAML/CFT、セーフガード措置といったCBDCの利用において想定される課題の解決に注目し、CBDCは仲介機関等により、その所有者等が把握されるべきものとして、把握が困難となるような利用（例えば、仲介機関等を介さない個人間の移転）を制限すべきとする方向性である。もう一つは、CBDCを現金と同等のものとして捉え、現金と同等に、仲介機関等による関与を必ずしも要さないとする考え方である。

なお、一律にどちらかの意見に集約されるのではなく、本プロジェクトにおける検討や本提言においても、この2つの観点の間にあるグラデーションの中で意見醸成がなされている。

2.1.1 仲介機関の関与を重視する観点

この考え方では、CBDCとは決済⁶の利便性向上のために存在するものであることから、長期にわたって保有することは想定せず、その管理についても、仲介機関が専属的に行うべきとする観点である。また、現金とCBDCは明確に分離され、それぞれを混在し一体として管理すべきでない⁷とされる。その結果、仲介機関が重要な役割を担うこととなり、仲介機関でない事業者によるCBDCの長期にわたる保有（滞留）は行えない⁷と考える。

2.1.2 現金と同等の利用を可能とすべきとする観点

CBDCは、現金がデジタル化したものであるため、その特性は現金と同等である⁸と考える観点である。そのため、CBDCであることを理由に現金とは異なる特別な対応を求めるべきではない⁸と考える。現金自体には、（違法行為を除き）その利用に基本的には制限はなく、匿名性が確保された状態で、利用者の意思に基づき移転が可能である。そのため、CBDCにおいても、支払人又は受取人である利用者のCBDCに対する行為の把握、管理、制限等を基本的にすべきではない⁸と考える。

⁶ 本提言での決済とは、店舗等での支払だけでなく個人間送金等も含む（いわゆる金銭債権債務の解消）

⁷ 仲介機関として認められる事業者の範囲については、現時点で確定していない

⁸ 当然、利用者の意思に基づき仲介機関等の第三者に管理を委託するという選択は尊重される。そのため、CBDCにおいて注目される「決済システム上を流通するデジタル形式の資金や証券の振舞いを、コンピュータプログラムにより制御できる性質」とされるプログラマビリティの活用を否定するものではない。

2.2 フェーズによる段階的な社会実装

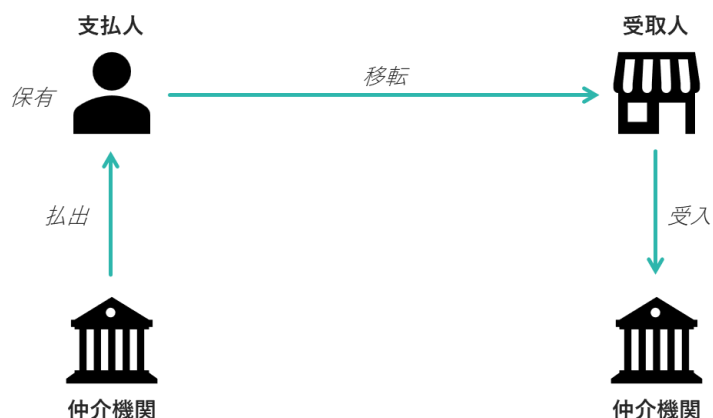
CBDCが社会に導入される場合、導入当初からCBDCに関するすべての機能が提供され、利用可能になるとは想定されない。そのため、CBDCの導入においてはフェーズ分けが行われ、徐々にその利用範囲や機能が拡大されるものと想定した。

本プロジェクトの検討においては、導入当初のフェーズとなるPh-1としてどのような形になるかを検討した。ただし、Ph-2以降にどのような形で拡大していくのかは、Ph-1の形を決定づける上でも重要であり、この観点については2025年度以降、継続して検討していく。

3 2024 年度の検討範囲

CBDCは、主に決済に利用されると考えられる。決済では基本的に、支払人から受取人への価値の移転により完結する。そのため、2024年度の検討では、主に支払人の観点から「CBDCユーザー」について検討を行い、受取人の観点から「店舗等におけるCBDCの受領」を中心に議論を行った。

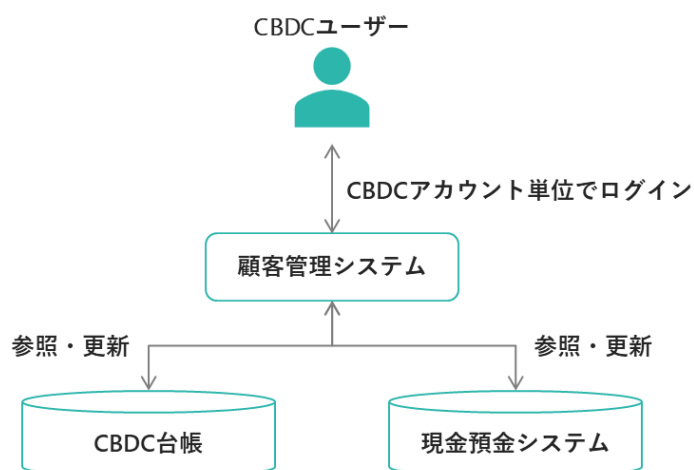
図表 3 支払人と受取人の関係性



3.1 【検討①】CBDC ユーザー

本プロジェクトでは、参加者の共通理解を得るために、CBDCに関するエンティティや機能に対する命名を行っている。まず、CBDCを保有し、利用できる者を「CBDCユーザー」とした。また、実際にCBDCを利用するためにCBDCユーザーがアクセスするシステムを「顧客管理システム」とし、顧客管理システムにおけるCBDCの識別単位を「CBDCアカウント」と呼ぶこととした。CBDCユーザーは、顧客管理システムを介して、CBDCに関する一連のシステムにアクセスし、管理や利用を行えるようになる。このCBDCに関する一連のシステムには、「CBDC台帳」と「現金預金システム」の2つの機能が含まれると想定した。

図表 4 CBDC の保有に関する機能の概略



また、本プロジェクトでは、顧客管理システム及びCBDC台帳を提供する主体が仲介機関であると考えた。このように、CBDCの保有に関する機能を整理した場合、CBDCユーザーやCBDCアカウント、CBDC台帳、現金預金システムの関係性について、いくつかの論点が提起された。

3.1.1 CBDC ユーザーとなるための条件は設定すべきか

現金は手交できるように、支払人、受取人の属性や環境に関係なく引き渡すことができる。このように、CBDCユーザーとなるための条件は特に設定しないとすべきだろうか。

現金の利用は、その匿名性の高さ、利用状況の把握を行わないことから、諸外国において利用の制限がかけられる場合がある⁹。我が国においては現金の利用に対する制約はないものの、反社会的勢力の排除やAML/CFTの観点からもCBDCは一定程度の利用制限はかけられるべきであろう。このような観点では、一般的な金融機関口座の開設と同様の制約が存在すると捉えれば問題ない¹⁰と考える。つまり、一般的な金融機関口座の開設時以上の制約は設定すべきではない¹⁰と考える。

そのため、少なくともPh-1においては、銀行預金口座等を保有していないものがCBDCアカウントを開設したい際には、CBDCアカウントと同時に銀行預金口座等を開設する等の対応を行う必要があると考える。なぜなら、保有上限額が想定されている場合、上限額以上のCBDCを保有できない仕組み、もしくは保有してしまった場合の措置（現金に振り替える等）の検討が必要となり、最も簡単かつ確実な対応としては、そのような保有上限額を超過した場合に払出を行う先となる銀行預金口座等を必ず存在させることである。仮に上限額以上のCBDCを保有できないとした場合、一定額以上の受入ができないことは、受取人だけでなく支払人においても不利益を被る¹¹。また、支払人においては、受取人がどれだけCBDCを受け取り可能か判断が難しいため、決済の安定性という観点では十分とは言えないだろう¹²。

3.1.2 CBDC ユーザーは、複数の CBDC アカウントを所有できるか

インターネットバンキングや既存のキャッシュレス決済手段を鑑みるに、一人のCBDCユーザーが複数のCBDCアカウントを所有する事も想定できる。このような所有形態は受け入れられるだろうか。

1.3でも述べたように、CBDCの保有には上限額が設定される。この上限設定は、セーフガードの観点から設定されるものであり、当然に一人のCBDCユーザーに対する上限額と考えられる¹³。もし、一人のCBDCユーザーが複数のCBDCアカウントを保有できるとした場合、これら複数のCBDCアカウント

⁹ 例えば、一定額以上の高額利用においては、現金での支払そのものを禁止したり、現金での支払時には調書を作成する必要があったりといった制約が存在する。

¹⁰ 外国人についても、国内居住者（正当に国内に6ヶ月以上滞在している者）であれば問題ない¹⁰と考える。インバウンド観光客のように一時的に日本に滞在する場合においては、既存のキャッシュレス決済の利用等により支払の効率化は可能になると考えられ、一時的な滞在者に対するCBDCアカウントの提供に関する手続き負担やコストを鑑みれば、Ph-1においては一時滞在者に対するCBDCアカウントの提供は不要である¹⁰と考える。

¹¹ 例えば、金銭債務の返済等で支払人（債務者）CBDCを利用したい場合において、受取人（債権者）が保有上限を理由に受取が拒否されるようであれば、債務の履行ができず債務者にとって不利である。

¹² この点、一定期間に限り上限を超過することが認められる可能性も否定はできないが、いずれにせよ長期間にわたる超過状態の放置は適切ではなく、何らかの形で現金として払出を行う必要がある¹⁰と考える。

¹³ 個人等ではなく、アカウントあたりの上限額設定も想定されるが、複数のアカウントを保有できるとした場合、セーフガードの効果が毀損されると考えられる。

を通算して上限額の到達状況を把握しなくてはならない。システムの不可能ではないとは言え、そのようなシステムを構築することは莫大なコストが必要になることが想定される上、上限額に到達した場合の減額措置（強制的に現金預金に払出を行う）を行う処理も複雑になることが想定される。そのため、本プロジェクトでは、今後の技術の進展や実際の導入状況を鑑みて変更される可能性は大いにあると認識しつつも、少なくともPh-1の段階では、一人のCBDCユーザーが所有できるCBDCアカウントは1つであるべきとした。

CBDCユーザーとCBDCアカウントの1対1の関係性を維持するためには、単にルールとして定めるだけではなく、仕組みとして複数のCBDCアカウントを所有することを制限しなくてはならない。そして、そのためには利用者を社会全体で一意に特定できる必要がある。利用者を一意に特定する手法として、犯罪収益移転防止法に定める基本四情報（氏名、住所、性別、生年月日）の利用が考えられるが、我が国の住所表記は様々¹⁴であり、確実に一意とするためには住民基本台帳からの情報取得等が必要になる上、名寄せ処理といった複雑な処理が要求される。誤認識を防ぐためにも、CBDCアカウントにおいては、マイナンバーカードに格納されている利用者証明用電子証明書のシリアル番号の活用が効果的かつ効率的であると考ええる。マイナンバーカードを利用することで、公的個人認証（JPKI）を用いた身元確認も行うことができ、より堅確なAML/CFT対策も可能となる。

また、CBDCアカウントを開設する際には、同一人物の既存のCBDCアカウントの有無を確認する必要があるが生じ、全仲介機関への照会がリアルタイムで求められる¹⁵。このような処理を効率化するためには、中央集権的にCBDCアカウントを一元的に管理する方法も考えられるが、本検討において、情報セキュリティや個人情報管理の観点から、仲介機関横断でのCBDCアカウントの管理における分散型台帳技術（Distributed Ledger Technology：DLT）の活用も有効ではないかとの意見もあった。

3.1.3 1つのCBDCアカウントに複数の預金口座¹⁶を関連付けることはできるか

多くの人が、複数の銀行口座を保有する状況にある。また、コード決済のような既存のキャッシュレス決済手段を見ても、チャージ元の銀行口座等を複数登録でき、チャージの都度指定ができるサービスも多く存在する。このようにCBDCアカウントに対し、複数の預金口座を紐づけることは可能とすべきだろうか。

メインの預金口座を指定しておき、上限額を超過した場合は当該口座で受入を行うといった対応も可能であると考えられる。また、必要に応じて、CBDCの原資とする預金口座を選択したいといったニーズも想定される。他方で、関連付けの管理や仲介機関とは異なる金融機関の口座に対する処理に関する費用負担の観点も考慮すると、少なくともPh-1においては、複数の預金口座を1つのCBDCアカウントに関連付ける必要性は高くないと考える。

もし、CBDCユーザーがCBDCアカウントを開設した仲介機関以外の金融機関の預金を原資としてCBDCを発行したい場合は、まずは振込により仲介機関の口座へ資金を移動したうえで、発行を行えば

¹⁴ 例えば、「東京都港区新橋1丁目1番1号」と「港区新橋1-1-1」は同じ住所であるが、システムの同一住所であると判断するには表記揺れを調整する処理が求められる。

¹⁵ 同一人物による複数所持を禁止する事例として、NISA口座が挙げられるが、NISA口座については税目的でもあることからマイナンバーが活用され、かつ、リアルタイムである必要はない（別途、個別に非課税処理の調整を行う）ことから、CBDCアカウントの開設において同様の対応は難しいと考える。

¹⁶ 例えば、CBDCアカウントではない預金取扱等金融機関の口座等が想定される。

よい。すでに利用者が無料で送金できるプラットフォームであることにも稼働しており、多くの金融機関がことらに参加している状況を踏まえれば、上記ニーズに対応する方策は準備されており、わざわざ複雑な処理（＝運用コストがあがる）を提供する必要はないだろう。

3.2 【検討②】店舗等における CBDC の受領

店舗等がCBDCで支払を受ける際に、どのように行われるべきか、既存のキャッシュレス決済手段の状況を踏まえ議論を行った。

全体を通じて本プロジェクトの共通理解として得られたのは、**CBDCによる支払が行われた場合、店舗は受領した金額を即時に利用できる状況になるべき**であるという点である。既存のキャッシュレス決済手段の場合、一定期間の間に発生した売上代金について、まとめて後日、店舗等が指定する預金口座に振込といった方式が採られることが多い¹⁷。この方式が採用される理由の1つに、銀行振込自体に振込手数料が発生するため、決済事業者負担となる当該手数料をできるだけ削減したいという点が挙げられる。この実際の売上が発生してから店舗等に入金されるまでの期間（入金サイト）は、店舗等における資金の流動性を圧迫するものとして、しばしばキャッシュレスの課題として挙げられることが多い。現金での支払であれば、受領したタイミングから当該現金を利用できる状況になることを踏まえれば、CBDCにおいても同様に、受領したタイミングから利用できる状況とすべきであろう。

本プロジェクトでは、入金サイト以外についても様々な議論が行われ、主要な論点について、以下に記載する。

3.2.1 消費者はどのように支払いを行うのか

実際に消費者がCBDCを保有し、それを店舗等での支払に利用したい場合、具体的にどのように行われるのかを検討した。基本的に、**店舗等がCBDCを受け入れるための追加の負担はできるだけ発生させない**ことが重要である。例えば、すでにキャッシュレス決済を導入している店舗等においては、決済端末等の設備を設置しており、できるだけこれらを活用できるようにすべきである。仮にCBDC専用の決済端末が必要となるなど、CBDCの導入のために新たな設備投資が必要となる場合、店舗等での受入環境の整備が大幅に遅れることが想定される。その結果、CBDCの普及に大きな悪影響を与えることは明白である。また、これまでキャッシュレス決済手段を導入してこなかった店舗等においては、少なくとも何らかの装置を導入する必要があるが、（誰が当該コストを負担するかは別議論として）印刷されたQRコード等、安易かつ安価に導入できるようにすることが求められる。

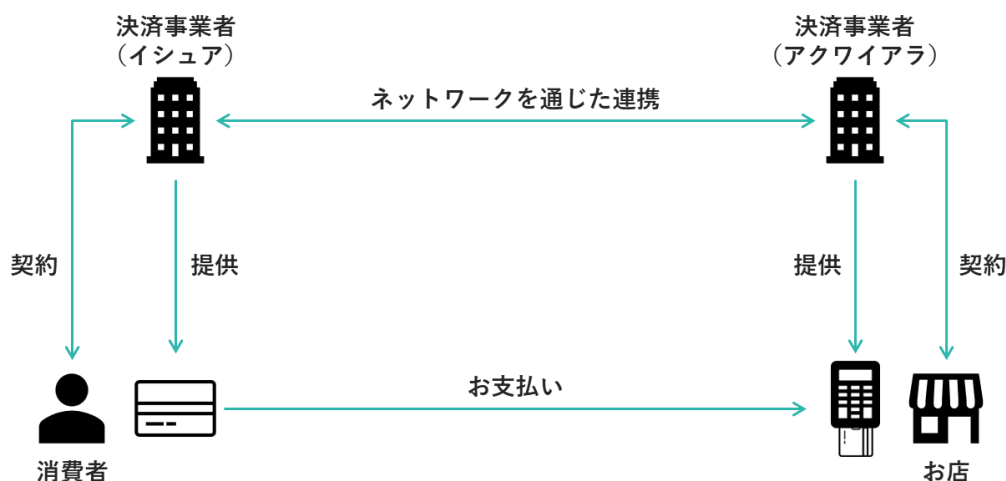
その結果、**消費者が店舗等において支払う際には、既存のキャッシュレス決済手段と同様の方法で行うことが望ましい**。具体的には、実店舗等においては、物理カードもしくはスマートフォンを用い、NFC決済（タッチ決済）やバーコードもしくはQRコードを介した決済が想定される。また、店舗等の規模や設備を踏まえれば、上記例のいずれかではなく、**少なくとも店舗の受入方法としてタッチ決済やQRコード決済（消費者提示型（CPM）及び店舗提示型（MPM）の双方）といった多様化について、セキュリティ面の考慮も踏まえつつ実現すべき**である。

¹⁷ 実際には、同日もしくは翌営業日に振込が行われるとする決済サービスも存在する。

3.2.2 店舗等を管理する事業者（アクワイアラ）は必要か

既存のキャッシュレス決済手段では、消費者に決済を行うための媒体を提供し、購入代金を回収するイシューと呼ばれる決済事業者と店舗等に決済を行うための環境を提供し、売上代金を入金するアクワイアラと呼ばれる決済事業者の2つの役割が存在する。特にアクワイアラは、単に店舗等におけるキャッシュレス環境の整備や売上代金の入金だけでなく、不良な店舗等の排除も含めた店舗等の管理や店舗網の拡大といった役割も担っている。

図表 5 キャッシュレス決済サービスの提供に関する概略図



既存のキャッシュレス決済手段においてアクワイアラの存在は重要である一方、消費者と店舗等の間を仲介する事業者が増えれば、その分、コストの増加にもつながると考えられる。そのため、CBDCの導入においては、仲介機関自身がアクワイアラとしての機能を果たすべきであると考えられる。ただし、CBDCの導入に関する周辺業務（会計システムの接続やマーケティングへの活用等）については、店舗等の希望にあわせ活用できるようにすべきであり、仲介機関と店舗等の関係性を排他的とすべきではないとも考える。

4 見えてきた課題

本プロジェクトを通じて、実際にCBDCが社会に導入された際の（可能な範囲で）共通のイメージを持ち、議論を行った。議論の過程において、社会実装にあたり様々な課題も導出された。

4.1 発生するコストの回収

CBDCの運営においては必ずシステム等の構築や業務運用が必要であり、これらに伴うコストが各所で発生する。当該コストはCBDCの導入により発生するものであり、既存の収益構造の外で解決していく必要がある。既存のキャッシュレス決済手段においても同様であり、仕組みを提供する決済事業者において発生するコストについては加盟店手数料等の形で回収されている。では、仲介機関を始めとする、CBDCに関わる全ての事業者において発生するコストは、誰がどう負担すべきであろうか。

現金の場合、日本銀行や市中銀行がその発行及び流通を担い、そのコストは各銀行における貸出による利息等により賄われている。CBDCの場合、基本的にCBDCユーザーからの指示に基づき払出を行うのであり、決済に利用されることが目的であることから、仲介機関としてCBDCの貸出は想定されず、その結果、貸出利息による収入を期待することは難しい。

そうすると、仲介機関におけるCBDCに関するコストを、それ以外の方法で回収する必要性が生じ、仲介機関では手数料等の徴収を行うことが想定される。既存のキャッシュレス決済手段においても手数料が普及に向けた課題と認識される中で、**CBDCにおいても既存のキャッシュレス決済手段と同様の手数料¹⁸が発生することは避けるべき**と考える。

¹⁸ 既存のキャッシュレス決済手段においては、その決済手段を運営するためのコストの大半を加盟店手数料といった形で店舗側が負担している（基本的に消費者のコスト負担はゼロに近く、場合によっては加盟店手数料を原資として、消費者にポイントを付与することもある）。そのため、ここで言う「同様の手数料」の解釈として、単に金額の問題だけではなく、コスト負担のあり方も含まれる。

5 今後の検討について

CBDCについては、様々な議論・検討が行われている。本プロジェクトにおける議論は、そのうちの1つにしか過ぎず、最終的なCBDCの姿を描くためには、これら多様な議論を踏まえながら調整・集約されていく必要がある。当協議会では、本提言に限らず、様々な機会を通じて、多様な議論・検討を様々な形で実現していきたいと考えており、その議論・検討における材料となれればと考えている。

2025年度も引き続き、当協議会会員とともにCBDCに関する議論・検討を重ね、その間に生じる様々な事象も踏まえながら、より幅広く、深い提言をできるよう進めていきたいと考えている。

5.1 普及に向けた既存キャッシュレス決済手段との差別化

決済は、利用する人と利用できる場所の双方において十分な数が求められる二面ネットワーク性を有する仕組みである。そのため、CBDCユーザーもしくは利用可能な店舗等のどちらかが不十分な数である場合、利便性は大きく毀損することとなる。

例えば、CBDCが一般的なキャッシュレス決済手段と同程度の普及を達成したとする。その場合、消費者においてはCBDCを利用するか、既存のキャッシュレス決済手段を利用するか、もしくは現金を利用するかの選択肢があるものと考えられる。現在、キャッシュレスを敬遠される方々のご意見の多くは、不正利用への不安や使った感覚がしないといった、システムによる提供に起因するものが多い。つまり、同様にシステムで提供されるCBDCでは、現状の現金派の方々が利用するとは想定しづらいと考えられる。そうすると、現在、キャッシュレスを利用している消費者層がCBDCを利用するターゲットとなるのだが、利得性のあるインセンティブを与えるキャッシュレス決済手段とシンプルな決済に特化したCBDCとの対比において、どちらがより積極的に利用されるだろうか。

仮に店舗等における手数料が無料で提供され、導入に関するコストもゼロであるならば、一定数の現金のみを受け入れていた店舗等がCBDCの導入に移行する可能性は高い。また、既存のキャッシュレス決済手段を導入している店舗等でもCBDCが導入されるだろう。だが、消費者においては既存のキャッシュレス決済手段を選好する可能性が高く、CBDC全体としての利便性があまり向上しない可能性がある。

上記を踏まえると、CBDCの普及により、我が国の決済環境の利便性向上を目指すのであれば、現状の制度的、技術的な議論と並行して、CBDCを利用する各ステークホルダーにおけるメリットに関する議論も積極的に行っていく必要があると考える。

【CBDC の望ましい姿の検討】プロジェクト（2024 年度）参加会員一覧

有限責任あずさ監査法人
イオンフィナンシャルサービス株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
沖電気工業株式会社
オムロンソーシャルソリューションズ株式会社
有限責任監査法人トーマツ
株式会社クオカード
株式会社コモニー
J－N E T株式会社
信金中央金庫
ソニーフィナンシャルグループ株式会社
ソフトバンク株式会社
ソラミツ株式会社
株式会社ソリマチ技研
ダイコク電機株式会社
大日本印刷株式会社
株式会社寺岡精工
株式会社デンソーウェーブ
東京海上日動火災保険株式会社
東芝テック株式会社
株式会社西日本フィナンシャルホールディングス
株式会社日本カードネットワーク
日本ゲームカード株式会社
株式会社ネットスターズ
株式会社野村総合研究所
パナソニックコネクト株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
株式会社ファミリーマート
P a y P a y 株式会社
株式会社みずほ銀行
三井住友カード株式会社
株式会社三菱UFJ銀行
株式会社ゆうちょ銀行
楽天ペイメント株式会社

以上